

所管部課		教育部 教育総務課		部長		小俣 学	
件 名		東大和市学校給食保存食材料費負担金交付要綱について					
		区分		1 審議事項		○	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨							
(1) 主な内容 学校給食においては、現在、学校給食衛生管理基準に基づき、納品時の食材や、調理後の料理を少量保存している。 この保存している食材等について、現在は、給食会計の中で運用しているが、学校給食費のより適正な運用に努めるため、公費で負担することとし、要綱を定めるものである。 (2) 施行日 令和6年4月1日 (3) 影響及び効果 学校給食費について、より適正な運用をすることができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
令和6年3月27日 令和6年第3回東大和市教育委員会定例会で審議。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等）							
庁議終了後、速やかに事務を進める。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。